

第8節 環境保健対策等の推進

第1 公害に係る健康被害の救済と予防

①公害に係る健康被害救済制度等の円滑な実施

■公害病認定患者死亡見舞金の支給

「大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱」に基づき、「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年法律第111号）に基づく府内の認定患者の死亡に際して、遺族に弔慰の意を表すため、関係市とともに死亡見舞金（1件5万円）を支給しており、平成10年度は、347名の死者の遺族に対し、総額1,735万円を支給した。

■公害医療研修事業への助成

公害医療に対する認識と理解を深め、公害医療の充実を図ることを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している㈳大阪府医師会に対し助成を実施しており、平成10年度は、121万5千円の助成を行った。

■健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を予防するために、公害健康被害補償予防協会の助成を受けて実施している健康被害予防事業のうち、環境改善事業について、府に低公害車の導入（天然ガス自動車11台）並びに、民間事業者等に低公害車の導入助成（メタノール自動車5台、天然ガス自動車18台）を行った。

②健康影響等に関する調査の実施

■大気汚染による健康影響調査

大気汚染が府民の健康に及ぼす影響の実態を調査し、今後の環境保健対策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、30歳以上の成人、3歳児及び学童を対象に住民健康影響調査を実施した（2-8-1表）。

2-8-1表 大気汚染による住民健康影響調査の実施状況

| 調査名 | 調査地区 | 調査対象者 | 調査内容 | 備考 |
|-------|---------------|--------------------|---|---|
| 成人調査 | 吹田市の一部 | 30歳以上の住民 3,541名 | ・アンケート (呼吸器症状、家庭内環境等) ・医学的調査 (呼吸機能検査、胸部X線検査、血液検査等) | 昭和45年度から大気汚染状況に即した調査手法を用いて平成10年度までに府内22市町村(延べ39市町)で実施 |
| 3歳児調査 | 門真市 富田林市 | 3歳児 2,896名 | ・アンケート (呼吸器症状、家庭内環境等) | 昭和61年度から平成10年度までに府内34市町村(延べ50市町村)で実施 |
| 学童調査 | 八尾市、阪南市 岬町 | 学童 2,940名 | ・アンケート (呼吸器症状、家庭内環境等) | 平成5年度から平成10年度までに府内30市町村(延べ30市町村)で実施 |

■保健所における環境保健業務の実施

環境汚染から府民の健康を守るために、保健所において、所管区域状況の把握、環境汚染に係る相談（苦情）の処理（2-8-2表）、環境汚染に関する環境啓発（5回）等の環境保健業務を実施した。

2-8-2表 保健所における環境汚染に係る相談（苦情）件数

（平成10年度）

| 苦情の種類 | | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壤汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | その他 | 計 |
|------------------|----------|------|------|------|----|----|------|-----|-----|-----|
| 平成10年度受付件数 | | 20 | 60 | 4 | 3 | 0 | 0 | 113 | 24 | 224 |
| 前年度からの継越件数 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計(A) | | 20 | 60 | 4 | 3 | 0 | 0 | 113 | 24 | 224 |
| 処理内容 | 関係機関へ通知 | 11 | 16 | 0 | 1 | 0 | 0 | 13 | 6 | 47 |
| | 受理し調査・処理 | 9 | 44 | 4 | 2 | 0 | 0 | 100 | 18 | 177 |
| | 計(B) | 20 | 60 | 4 | 3 | 0 | 0 | 113 | 24 | 224 |
| 平成10年度未処理件数(A-B) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■水処理及び水質確保に関する研究

清浄で安全かつ低廉の水道水を供給するためには、下水及びし尿処理放流水の水質を向上させ、水道水源河川の水質を回復させることが必要である。これを目的として、地域性や規模等によって処理条件が異なる下水やし尿処理方法について、合併浄化槽等に膜処理や間欠流入間欠曝気法を用いる下水の高度処理方法の検討を行った結果、BOD、総窒素及び総燐を放流水基準の1/2~1/4以下に抑えることができた。

■母乳中の有機塩素系化合物の測定調査

母乳栄養の推進のため、府内に居住する出産後約1~3か月の授乳婦の母乳中の有機塩素系化合物（調査物質=PCB、HCB、 β -HCH、DDT、HCE、クロルデン）の測定を行うとともに、母子健康調査を実施した。

■食品、容器包装等のPCB汚染調査

暫定的規制値が設定されている魚介類を中心に、食肉類、乳製品、容器包装についてPCB汚染の実態を調査した。

■食品等の残留農薬に関する調査研究

輸入食品を中心に残留農薬の分析を行い、安全性の確保に資するとともに、新規規制農薬に対する分析方法の検討を行った。

③環境保健サーベイランスシステムの構築

■環境汚染による健康影響等の監視体制の整備

大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに体系的な健康影響等の監視体制の整備に努めた。

第2 公害等の苦情及び紛争の処理

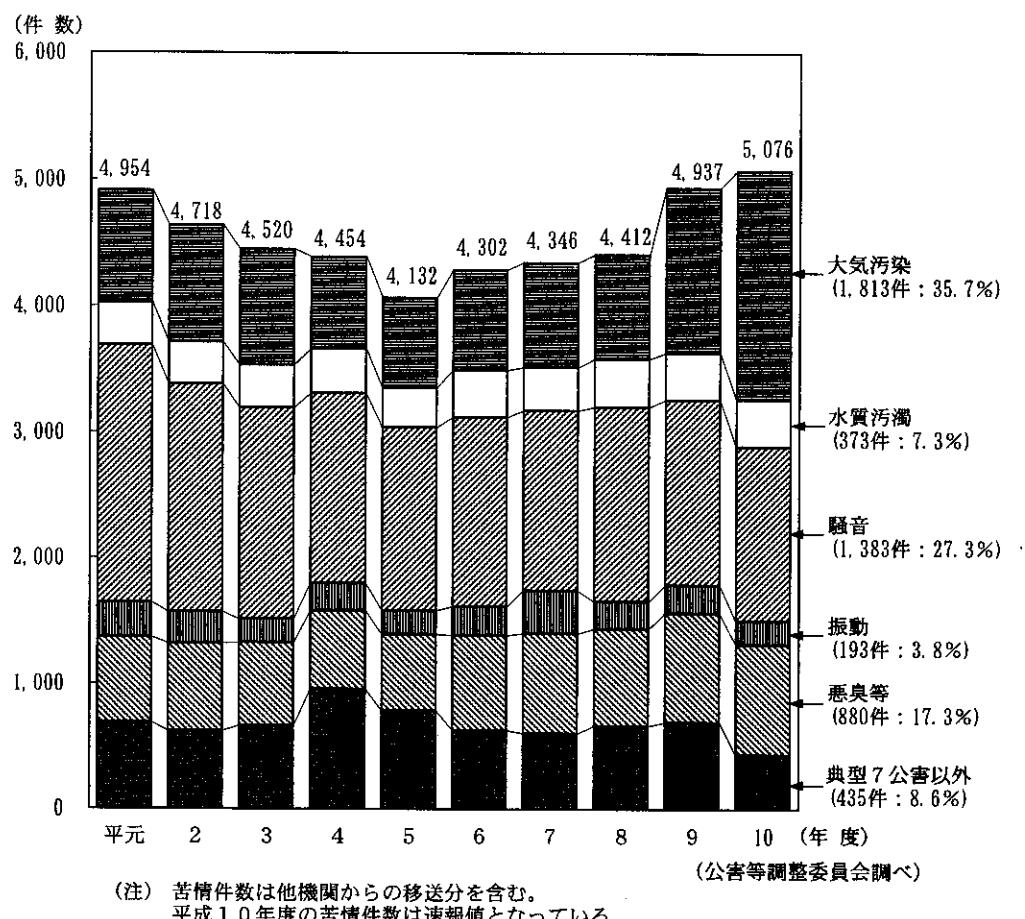
①苦情の処理

■府・市町村公害苦情相談窓口

公害苦情を適切に処理するため、現地調査の実施、因果関係の究明、発生原因者への指導等に努めた。また、市町村の苦情処理体制の確立のための指導及び技術援助等に努めた。

府及び市町村が平成10年度に取り扱った公害苦情取扱総件数は5,076件（速報値）である（2-8-3図）。

2-8-3図 公害の種類別苦情件数の推移



■府警察機関による公害関係事犯の検挙

府民の健康を害し、また、日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる水質汚濁、廃棄物公害等の事犯について、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締を実施した（2-8-4表、2-8-5表）。

2-8-4表 府警察機関における公害関係苦情処理状況

(平成10年)

| 区分 | | 公害の種類 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 悪臭 | 廃棄物 | その他 | 合計 |
|----|----------|-------|------|-------|-----|-----|-----|--------|----|
| 処理 | 説論等 | 10 | 7 | 7,668 | 62 | 193 | 108 | 8,048 | |
| | 行政引継(通報) | 4 | 20 | 23 | 47 | 179 | 21 | 294 | |
| | 措置不能 | 4 | 19 | 1,437 | 93 | 117 | 137 | 1,807 | |
| | 合計 | 18 | 46 | 9,128 | 202 | 489 | 266 | 10,149 | |

(単位:件)

注: 1 措置不能とは、公害発生源である対象の立ち去り等によって確認できないもの、あるいは、警察や行政機関によっては、何ら措置がとれないものをいう。
 2 その他は、振動、地盤沈下、土壤汚染、電波障害等である。

2-8-5表 公害関係事犯検挙状況

(平成10年)

| 公害の種類 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 悪臭 | 廃棄物 | その他 | 合計 |
|-------|------|------|----|-----|-----|----|
| 検挙件数 | 0 | 0 | 0 | 81 | 1 | 82 |

(単位:件)

②公害紛争の処理と体制

■公害審査会の運営

典型7公害に関する紛争について、調停等の手続により、迅速かつ適正な解決を図る目的で設置された府公害審査会において、平成10年度末までの調停等の累計受付件数は138件、終結件数は132件であった。このうち、平成10年度における取扱件数は、前年度からの繰越7件、新規受付4件の合計11件で、これらについて紛争の調停の手続を進めてきた結果、5件が終結した(2-8-6表)。

2-8-6表 公害紛争の取扱状況

(平成11年3月31日現在)

| 件数 年 度 | 受付件数 | 終結件数 | 翌年度への繰越件数 |
|-----------|------|------|-----------|
| 昭45～平4 | 103 | 92 | 11 |
| 平5 | 10 | 10 | 11 |
| 6 | 7 | 11 | 7 |
| 7 | 7 | 5 | 9 |
| 8 | 1 | 6 | 4 |
| 9 | 6 | 3 | 7 |
| 10 | 4 | 5 | 6 |
| 合計 | 138 | 132 | |

③電波障害対策・日照阻害対策

■府有施設の整備における発生防止

府有建築物の建設に伴い、周辺住宅等のテレビ受信障害対策を21件実施した。

■有線テレビジョン放送施設設置・変更手続きの円滑な実施

受信障害対策の一環として、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)に基づく有線テレビジョン放送施設の設置・変更手続を円滑に実施した。平成10年度の処理件数は、11件であった。

■法・条例による日影の規制

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)で定められた日影について規制される建築物、制限時間、及び「大阪府建築基準法施行条例」(昭和46年大阪府条例第4号)に定められた規制区域(府内全域)、規制値に従って適切な指導を行った。

第3 事業者における公害防止対策の促進

①中小企業に対する助成

■中小企業公害防止資金特別融資

大阪府中小企業公害防止資金特別融資制度を設け、公害防止資金の融資及び利子補給により、公害防止施設の設置・改善、工場移転等の公害防止対策を促進した(2-8-7表)。

■中小企業低公害車購入資金特別融資

大阪府中小企業低公害車購入資金特別融資制度を設け、低公害車購入資金の融資及び利子補給により、府内事業者所有車両の低公害な車種への代替と低公害車の普及を促進した(2-8-7表)。

2-8-7表 施設別融資実績の推移

(単位:千円)

| 年度 施設別 区分 | 平6 | | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | |
|---------------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|----------------------|-----------|---------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| ばい煙、ガス、 粉じん処理施設 | 4 | 54,600 | 4 | 54,900 | 2 | 27,700 | 4 | 63,900 | 6 | 61,000 |
| 汚水処理施設 | 5 | 107,300 | 6 | 65,700 | 4 | 77,200 | 3 | 59,300 | 2 | 10,710 |
| 騒音・振動 防 止 施 設 | 3 | 124,500 | 6 | 58,800 | 1 | 40,000 | 5 | 128,200 | 2 | 22,900 |
| 産業廃棄物 処理施設 | 3 | 70,000 | 2 | 45,000 | 2 | 10,300 | 1 | 15,000 | 7 | 140,400 |
| 低公害車 | 25 | 115,760 | 17 | 77,820 | 37 | 146,530 | 2 | 5,700 | 5 | 21,680 |
| 合 計 | 40 (1) | 472,160 (80,000) | 35 (4) | 302,220 (60,000) | 46 (1) | 301,730 (40,000) | 15 (4) | 272,100 (118,500) | 22 (1) | 256,690 (19,900) |

(注) () 内は工場移転に係るものと示す。

■中小企業設備貸与

公害防止設備等の近代化を図ろうとする中小企業にかわって、(財)大阪府中小企業振興協会が、設備を購入しリース等を行う業務に対し支援を行う制度を運営した。平成10年度は、実績がなかった。

■中小企業設備近代化資金融資

資金調達をすることが困難な中小企業者に対し、廃棄物処理設備等の公害防止関係設備の設置に要する

費用のうちの1／2までを無利子で貸し付けるもので、平成10年度は、2件の融資を行った（2-8-8表）。

2-8-8表 中小企業設備近代化資金貸付実績
(平成10年度)

| 区分 | 近代化資金貸付 | |
|-----------|---------|--------|
| | 件数 | 金額(千円) |
| 汚水処理関係 | 1 | 5,250 |
| 産業廃棄物処理関係 | 1 | 15,000 |
| 大気汚染防止関係 | 0 | 0 |
| オゾン層保護関係 | 0 | 0 |
| ガス関係 | 0 | 0 |
| 合計 | 2 | 20,250 |

②公害防止組織の整備

■公害防止管理者等選任状況調査の実施

工場における公害防止組織の整備を図るため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(昭和46年法律第107号)に基づき、知事又は市町村長に届け出ることが義務づけられている特定工場に対し、公害防止管理者等の選任状況について調査を実施した。

■未選任特定工場に対する指導

公害防止管理者等の未選任特定工場に対してその設置を促進するため、資格の取得等について指導した。

■公害防止管理者等研修会の開催

公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、府公害防止管理者等研修会を平成10年12月に開催し、参加者は約360名であった。

第4 災害時における生活環境の保全

①緊急時対応の計画・組織作り

■的確な対応方策の推進

平成9年3月に策定した「大阪府地域防災計画」に基づき、「災害に強いまちづくり」に向け、避難地、避難路の確保、火災の延焼防止等の観点から、公園緑地、道路、緑道等の防災空間の整備等を図った。

■円滑な実施のための体制整備

被害を受けた場合における迅速かつ的確な応急復旧活動を行うため、「大阪府地域防災計画」に基づき、関係部局において初動マニュアル等の作成や関係団体との連携強化等体制の整備を進めた。